

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項に基づいて、平成29年5月9日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の視覚障害（以下「本件障害」という。）にかかる身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を5級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

視覚障害のため1人で歩くことができず、より上位の等級認定を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年10月27日	諮問
平成29年11月28日	審議（第15回第3部会）
平成29年12月22日	審議（第16回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級まで（視覚障害については1級から6級まで）の障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の

種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書及び視野表の記載内容全般を基に客観的に判断すべきものと解される。

2 そこで、本件診断書及び視野表の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 本件診断書によれば、本件障害の障害名は「左視野障害」とされている（別紙1・I・1）。

等級表は、本件障害に係る視覚障害の障害程度等級（視野障害に係る部分のみを記載）について、以下のとおり定めている。

級 別	視 覚 障 害
2 級	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
3 級	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
4 級	両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5 級	両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

そして、等級表解説は、視野障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2「等級表解説（抄）」のとおりとしている。

(2) 本件障害の障害程度等級について

本件診断書の「障害名」欄（別紙1・I・1）には、左視野障害と記載され、「2 視野」欄（別紙1・II・2）にのみ所見が記載されていることから、請求人は「視野障害」と認められる。そして、「2 視野」欄（別紙1・II・2）には、求心性視野狭窄が「有」と記載されている。

しかし、等級解説表の留意事項（別紙2・第1・3・(4)）によれば、求心性視野狭窄については、視野の測定に際しては年齢や視力の低下の影響で、視野計の中心を持続して固視することが困難な場合も多いことから、（中略）必要に応じて、I / 2、I / 4の視標だけでなく、周辺視野についてV / 4相当の視標を含めた視標の測定結果を求めることとされている。

これを請求人についてみると、右眼についてはI / 4、I / 2の視標とも記載がなく測定不能とされているが、左眼については本件診断書の別添視野表のV / 4の視標を含めた視標による測定の結果からは、周辺視野が残存していることから、審査会が、請求人の両眼の視野がそれぞれ10度以内とはならず、求心性視野狭窄ではないと判断したことが認められる。

したがって、認定基準及び等級表解説に照らして、処分庁が、請求人の視野障害の等級を2級ないし4級の要件である「両眼の視野がそれぞれ10度以内」には該当せず、「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの（5級）」に該当すると判断したことは相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張するが、前記1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書及び視野表によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「視野障害（5級）」と認定することが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張を採用することはできないといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2（略）